

掛川市規則第 33 号

掛川市行政組織規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成 25 年 10 月 1 日

掛川市長

(別紙)

掛川市行政組織規則の一部を改正する規則

掛川市行政組織規則（平成17年掛川市規則第3号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「南部大東地域健康医療支援センター、南部大須賀地域健康医療支援センター及び西部地域健康医療支援センター準備室」を「西部地域健康医療支援センター、南部大東地域健康医療支援センター及び南部大須賀地域健康医療支援センター」に改め、同項の表中

「

地域医療推進課	東部地域健康医療支援センター	
	南部大東地域健康医療支援センター	
	南部大須賀地域健康医療支援センター	
	西部地域健康医療支援センター準備室	

」

を

「

地域医療推進課	東部地域健康医療支援センター	
	西部地域健康医療支援センター	
	南部大東地域健康医療支援センター	
	南部大須賀地域健康医療支援センター	

」

に改める。

第10条第5項中第7号を削り、第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 西部地域健康医療支援センター

- ア 西部地域健康医療支援センターの管理運営に関する事。
- イ 所管地域内における在宅支援に関する事。
- ウ 所管地域内における在宅支援関係団体との連絡調整に関する事。

附 則

この規則は、平成25年12月1日から施行する。